

門真市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援（以下「移動支援」という。）を実施する事業（以下「事業」という。）を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。

2 この要綱において「障害児」とは、法第4条第2項に規定する障害児をいう。

(事業の委託)

第3条 市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営を確保できると認める社会福祉法人等その他の法人格を有する団体（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、個別に外出のための支援が必要と認められる障害者等に対する移動支援とする。

2 移動支援の提供範囲は、原則として午前6時から午後10時までの間の原則8時間以内で用務を終えるものに限る。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する障害者等であって、門真市福祉事務所長（以下「所長」という。）が外出時に支援が必要と認めたものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者又は児
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又は児
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は児

- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に規定された特殊の疾病である者又は児
- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる障害者等以外の者を対象者とすることができる。

（支給の申請）

第6条 事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、移動支援事業支給申請書（様式第1号）により所長に申請しなければならない。

- 2 前条第1項第4号に掲げる者が、前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）別表に規定された特定疾患に該当する申請者 特定疾患医療受給者証の写し
- (2) 前号に該当しない申請者 意見書（様式第1号の2）

（支給の決定等）

第7条 所長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定したときは、移動支援事業支給決定（却下）通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、地域生活支援事業サービス受給者証（様式第3号）を交付するものとする。

（支給決定の有効期間及び更新申請）

第8条 前条の規定による支給決定の有効期間は、支給決定の開始日から当該支給決定を受けた障害者等の次の生年月日の属する月の末日までの間で所長が決定する。

- 2 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「利用者」という。）が、有効期間満了後も引き続き、事業を利用しようとするときは、有効期間満了日の1月前までに第5条の規定による申請を行わなければならない。

（支給決定の変更及び取消し）

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援事業支給変更申請書（様式第4号）により、速やかに所長に申請しなければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用時間又は利用内容を変更したいとき。
- (3) 利用者の心身状況に大きな変化があったとき。

(4) 利用の中止をしようとするとき。

2 所長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、変更の可否を決定したときは、移動支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による支給決定を取り消すことができる。この場合において、所長は、当該取消しを行った利用者に対し、移動支援事業支給取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(1) この事業の対象者でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により支給決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めたとき。

（利用の方法）

第10条 利用者が事業を利用しようとするときは、受給者証を事業者に提示し、事業者に対して直接サービス提供を依頼するものとする。

（費用負担）

第11条 利用者は、費用負担として門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例（平成18年門真市条例第26号）及び門真市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業に係る費用負担に関する条例施行規則（平成18年門真市規則第58号。以下「規則」という。）の規定により定められた費用負担額を事業者に支払うものとする。

（委託料）

第12条 第3条の規定により事業を委託する場合の委託料は、規則別表第2に定める基準額に基づき、1月当たりの事業に要した費用の額から前条に規定する費用負担額を差し引いた額を事業者に対して支払うものとする。

2 事業者は、事業を実施した月の翌月の10日までに、市長に対し、当該事業を実施した月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 市長は、原則として前項の規定による請求のあった日の属する月の翌月の末日までに内容を確認の上、委託料を支払うものとする。

（遵守事項）

第13条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、事業実施時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計又は利用者へのサービス提供記録に関する記録を整備し、事業を実施した年度より5年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(細目)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(施行前の準備)

2 この要綱を施行するために必要な第6条及び第7条の規定による支給決定の手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(支給決定の有効期間に関する経過措置)

3 平成18年10月1日を支給決定の開始日とする受給者証の有効期間は、第8条の規定にかかわらず、同日から平成19年4月1日以降の障害者等の生年月日の属する月の末日までとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の門真市移動支援事業実施要綱の

様式により提出されている申請書は、この要綱による改正後の門真市移動支援事業実施要綱の様式により提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。